

# 令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る国の対応方針（案）について

資料5

令和6年11月開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、提案事項に係る対応方針案が示された。



関西広域連合

令和6年12月21日  
本部事務局地方分権課

## 1 対応状況

各提案事項に係る対応方針案は、別紙のとおり。

対応状況の区分	広域連合提案	共同提案 (構成団体提案分)	(参考) 全国計
(1) 提案の趣旨を踏まえ対応（※）	3	13	202
(2) 現行規定で対応可能	0	0	19
(3) 実現できなかったもの	0	0	36
計	3	13	257

※対応方針が閣議決定される予定のもの。提案どおり実現するものだけではなく、提案の一部のみの実現や異なる措置による対応も含まれる。

## 2 今後のスケジュール

12月 地方分権改革推進本部・閣議（対応方針決定）

# 内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和6年）

別紙

## 1 関西広域連合提案（3件）

提案事項	求める措置	令和6年対応方針（案）
① 調理師試験に係る受験申込手続きのデジタル化	受験申込者が提出する書類のうち中学校等卒業証明書について、中学校等の学籍に関する記録をデジタル化の上、国家資格等情報連携・活用システムと連携することにより、紙の証明書の提出を不要とすること	調理師免許の要件を満たすか否かの確認については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、令和6年度中に省令を改正し、高等学校に入学することのできる者であることを証する書類の提出を不要とする。
② 製菓衛生師試験に係る受験申込手続きのデジタル化		製菓衛生師試験の受験資格の確認については、受験者及び都道府県の負担を軽減するため、「「製菓衛生師試験について」の一部改正について」（厚生省生活衛生局長通知）に基づき、高等学校に入学することのできる者であることを証する書類の提出は不要であることを明確化し、改めて都道府県に令和6年度中に通知する。
③ 製菓衛生師免許様式における用紙指定の廃止	製菓衛生師免許証様式における用紙の大きさについて、日本産業規格B列5番の指定の廃止すること	製菓衛生師の免許証の様式については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度中に省令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する。

## 2 関西広域連合と構成団体との共同提案 デジタル化分（7件）

提案事項	求める措置	令和6年対応方針（案）
① ふるさと納税返礼品に係る審査の効率化等（京都府等）	(1)ふるさと納税返礼品審査の基準適合性等の確認に必要な項目がフォーマット化されたオンライン審査システムを構築し、地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申出を行えるようにすること (2)審査済返礼品について登録番号を付番してデータベース化し、「類型に該当する理由」など返礼品に係る情報について国民が閲覧可能なものとともに、総務省において付番された番号を寄附募集ポータルサイトに掲載することを地方団体に義務化し、未審査返礼品について寄附募集を不可とすること	都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の返礼品等の確認作業のシステム化については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度に試行的に実施しているシステムの運用状況等を踏まえつつ、確認システムを構築する方向で検討し、令和7年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和6年）

別紙

提案事項	求める措置	令和6年対応方針（案）
② ふるさと納税の指定申出手続等における事務手続のシステム化等 (大阪府等)	<p>(1)ふるさと納税の指定申出手続等において、市町村が提出する返礼品等の内容に関する書類について、提出及び確認作業をデジタル化・システム化すること</p> <p>(2)市町村から提出された当該書類について、都道府県が行う確認等を自動化・省力化すること</p>	都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の返礼品等の確認作業のシステム化については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度に試行的に実施しているシステムの運用状況等を踏まえつつ、確認システムを構築する方向で検討し、令和7年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
③ 災害時情報共有システムの対象に保護施設を追加すること (大阪府等)	災害時情報共有システムの対象に、保護施設（救護施設等）を追加すること	災害時情報共有システムの対象施設については、保護施設における被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、課題等を整理しつつ、保護施設を加えることについて引き続き検討する。
④ 投票立会人の配置要件の見直し等 (鳥取県等)	<p>投票立会人の役割・必要性等あり方について改めて検討し、自治体が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を整備することができるようすること</p> <p>(1)投票立会人の人数に係る要件を緩和し「一人以上の投票立会人を選任し」と規定を改める（期日前投票所においては、2人から1人にする）など、現在においては過剰となっている投票立会人に係る配置要件を見直すこと</p> <p>(2)デジタル技術を活用したオンラインでの立会いができることを法令上明記すること</p>	選挙の投票所における投票立会人の一部のオンラインによる立会いについては、地方公共団体の取組状況を踏まえて必要な検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。
⑤ 登記・供託オンライン申請システムによる表示・権利の嘱託登記に係る添付情報の原本提示を不要とすること (徳島県等)	地方公共団体が「登記・供託オンライン申請システム」を用いて「表示」及び「権利」の嘱託登記を申請する場合は、添付情報の原本提示を求めないこと	登記・供託オンライン申請システムを使用した地方公共団体の嘱託による土地及び建物の表示に関する登記については、添付資料の原本提示の省略を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和6年）

別紙

提案事項	求める措置	令和6年対応方針（案）
⑥ 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について手数料の納付を不要とし手続のオンライン完結を可能とすること (徳島県等)	(1)地方公共団体の職員が「登記・供託オンライン申請システム」を用いて登記事項証明書等を公用請求する場合について、登記手数料令第18条の規定を適用し、手数料の納付を求めないこと (2)オンラインでの手續の完結を可能とすること	公用請求については、当面の措置として、登記情報連携システムによる行政機関間の登記情報連携を活用した情報の取得をもって代えることができるよう、令和6年度から地方公共団体で試行を実施するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備し、当該データベースを活用した情報連携をもって、全国的に公用請求に代えることを可能とする。
⑦ 遠隔での被災自治体の支援を可能とすること (徳島県等)	(1)遠隔支援を前提とした受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、マニュアルの整備等を行うこと (2)災害対応業務や経常業務について、遠隔支援ができるよう地方公共団体間で共有可能なシステムを設計すること	被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に係る事務については、遠隔での被災市区町村への支援が可能であることを、具体的な事例等を示しつつ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を改訂し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

## 3 関西広域連合と構成団体との共同提案 デジタル化以外分（6件）

提案事項	求める措置	対応方針（案）
① 国補助金等に係る消費税仕入税額控除額の返還事務の廃止 (京都府等)	国補助金等により地方公共団体が事業者等に間接補助金を交付する場合における消費税仕入税額控除額返還事務を廃止すること	以下に掲げる交付金等の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、仕入控除税額報告及び返還における事務手続を簡素化することとし、令和7年度の事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。 ・医療介護提供体制改革推進交付金、地域介護対策支援臨時特例交付金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設運営費等補助金、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金

# 内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和6年）

別紙

提案事項	求める措置	令和6年対応方針（案）
② 保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等 (奈良県等)	<p>(1)「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」とする「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や、同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すこと</p> <p>(2)乳児期や低年齢の幼児期における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示し、あわせて、母子保健法上の乳幼児健診との関係も含めて検討すること</p>	保育所等における健康診断については、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
③ 広告可能な診療科名の見直し（総合診療科） (鳥取県等)	平成30年4月から開始された新専門医制度により、専門医の基本領域に「総合診療」が追加されていることから、医療広告で総合診療科を広告できるよう政令を改正すること	標榜可能な診療科名については、患者が総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスの円滑化に資するよう、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、総合診療科を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
④ 公立大学法人による出資範囲の拡大(1) (大阪市等)	地方独立行政法人法施行令第4条に基づく特定大学技術移転事業及び研究の成果の実用化を促進する事業に限られている公立大学法人の出資範囲を、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること	認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者及び教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。
⑤ 公立大学法人による出資範囲の拡大(2) (大阪市等)	地方独立行政法人法施行令第4条に基づく特定大学技術移転事業及び研究の成果の実用化を促進する事業に限られている公立大学法人の出資範囲を、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に拡大すること	指定国立大学法人のみに認められている研究成果活用事業者への出資については、指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討する。

# 内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和6年）

別紙

提案事項	求める措置	令和6年対応方針（案）
⑥ 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長 (大阪市等)	令和6年4月1日に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」において新たに規定された夜間の職員の配置等に係る経過措置期間について、人材及び人材育成期間確保のため、2年間から5年間に延長すること  ■ 重点	一時保護施設の設備及び運営に関する基準のうち、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置期間については、府令を改正し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長5年に延長することを可能とした。

## （参考）内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和5年）

### 関西広域連合の令和5年提案分の対応方針について 2件

提案事項	求める措置	令和5年対応方針	令和6年対応方針（案）
① 調理師免許に係る添付書類の簡素化	調理師免許及び製菓衛生師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として、免許申請書の様式上で確認を行うこと	都道府県における当該事務の実態を把握した上で、医師の診断書の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	調理師の免許申請については、令和6年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。
② 製菓衛生師免許に係る添付書類の簡素化			製菓衛生師の免許申請については、令和6年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。